

○超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第●号）

（傍線部分は変更部分）

省令案

現行省令

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される超短波データ多重放送（衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局であつて人工衛星に開設するものを含む。第六条を除き、以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）に関する送信の標準方式に係る技術基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（データ信号の構成）

第三条 データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）以外の信号をい

（目的）

第一条 この省令は、放送衛星局（放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するものを含む。第五条を除き、以下同じ。）の行う超短波データ多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

【新規】

（データ信号の構成）

第二条 データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第十八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）以外の信号をい

う。)の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(スクランブル等)

第四条 有料放送を行う場合であつて、データ信号にスクランブル(国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電氣的にかくはんすることをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては次の各号によるものとする。

- 一 スクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御については、総務大臣が別に告示するところによること。
- 二 関連情報を当該有料放送の電波に重畳する場合は、データチャンネルを使用するものであること。

(準用規定)

第五条 超短波放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)第九條から第十一條まで及び第十二條第一項(音声信号の送出手順に関する規定を除く。)、標準テレビジョン放送の標準方式第十八條第二項及び第三項並びに第二十條の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波データ多重放送について準用する。

(衛星基幹放送局等に適用する規定)

第六條 超短波データ多重放送を行うための衛星基幹放送局(内外

う。)の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(スクランブル等)

第三條 有料放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二條の四第一項に規定する有料放送をいう。以下同じ。)を行う場合であつて、データ信号にスクランブル(国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電氣的にかくはんすることをいう。以下同じ。)を行う場合にあつては次の各号によるものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(準用規定)

第四條 超短波放送に関する送信の標準方式(昭和四十三年郵政省令第二十六号)第七條から第九條まで及び第十條第一項(音声信号の送出手順に関する規定を除く。)、標準テレビジョン放送の標準方式第十五條第二項及び第三項並びに第十七條の規定は、放送衛星局の行う超短波データ多重放送について準用する。

(放送衛星局等に適用する規定)

第五條 超短波データ多重放送を行う放送衛星局(放送法(昭和二

放送を行うためのものに限る。）、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局であつて人工衛星に開設するものの送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の三に規定する受託内外放送を行うものに限る。）、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するものの送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。